

女性活躍推進法に基づく行動計画

当社は、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を一層推進するため下記のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

2026年4月1日～2031年3月31日

2. 計画内容

目標①（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

管理職に占める女性の割合を20%以上とする

取り組み（2026年4月1日～）

1. 新卒の総合職採用における女性比率を30%以上とする
2. 総合職採用活動で女性社員の活躍状況を情報発信する
3. 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者の再雇用を実施する

目標②（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

総合職・一般職共に年次有給休暇取得率を80%以上とする

取り組み（2026年4月1日～）

1. 休日数、年間就業時間の見直しを進める中で、有給休暇取得奨励日も設置することで、取得しやすい環境を整備する
2. 毎月、部署・職場単位で年休の取得状況を確認、取得を働きかける
3. DX、AI活用推進により、時間外労働の削減を図る

当社は、性別にかかわらず全ての社員が活躍できる職場づくりを進めてまいります。

以 上